

建築物のエネルギー消費性能に係る認定 (認定表示制度)の申請の手引き

令和6年4月

名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築指導課

建築物環境指導担当

電話：052-972-2924（直通） ファックス：052-972-4159

受付場所：住宅都市局 建築指導部 建築指導課 建築物環境指導担当（名古屋市役所西庁舎2階）

受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

※午後5時の受付終了時間に間に合うよう、午後4時30分までに窓口にお越しください。
ただし、書類の内容確認及び手数料の納付を完了していただくようお願いいたします。
効率的な事務手続きにご協力をお願いいたします。

申請時期：性能基準適合認定申請は、工事完了後に行う必要があります。

名古屋市 建築物省エネ法ホームページ

<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000121567.html>



名古屋市ウェブサイトのサイト内検索より「性能基準適合認定について」で検索してください。

目次

I 建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度について	3
1 はじめに	3
2 認定申請について	4
3 認定の基準	5
4 認定申請手続き	8
5 認定申請に必要な書類	9
6 認定申請手数料	15
7 認定前取り下げ	18
8 窓口での受付について	18
II 参 考 資 料	19

I 建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度について

1 はじめに

平成 28 年 4 月 1 日に「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号）（以下、「建築物省エネ法」）が施行され、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下、「性能向上計画認定」）と建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下、「性能基準適合認定」）の二つの認定制度が始まりました。

(1) 性能向上計画認定

省エネ性能の向上に資する建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替若しくは空気調和設備等の設置・改修（以下「新築等」）を行う場合に、省エネ基準の水準を超える誘導基準に適合している旨の所管行政庁による認定を受けることができます。

認定された建築物は容積率の不算入のメリットを受けることができます。

工事着手前に申請が必要になりますのでご注意ください。

(2) 性能基準適合認定・・・この手引きで説明

建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けることができます。

認定を受けた建築物や広告等に認定を受けた旨の表示をすることができます。

建築物の工事完了後に申請が必要になりますのでご注意ください。

この手引きでは「性能基準適合認定」の内容について説明しています。

性能向上計画認定については「建築物エネルギー消費性能向上計画認定（容積率特例）の申請の手引き」をご覧ください。

2 認定申請について

(1) 認定の単位と「申請の対象とする範囲」

性能基準適合認定は、住宅及び非住宅いずれの用途においても受けることができ、面積などの規模の制限もありません。

認定の対象は建築物全体のみとなっており、共同住宅等あるいは複合建築物における特定の部分のみを認定することはできません。

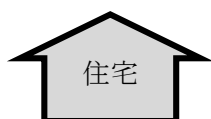
「申請の対象とする範囲」は「建築物全体」のみとなります。

なお、手数料は申請の対象により異なります。（「6 認定申請手数料」参照）

(2) 「申請の対象とする範囲」の図解と具体例

戸建住宅の場合

【建築物全体】



共同住宅を含む複合建築物の場合

(共同住宅等も同様)

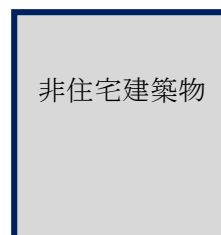
*兼用住宅も複合建築物となります。

【建築物全体】



非住宅建築物の場合

【建築物全体】



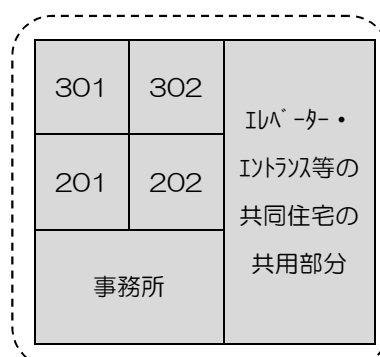
<共同住宅等の場合>

建築物全体の申請



<住宅を含む複合建築物の場合>

建築物全体の申請



*共同住宅の共用部分とは、共用廊下、ロビー、管理人室、集会室、屋外廊下、屋内駐車場、機械室、電気室、廃棄物保管場所等の共同住宅における住戸以外の住民専用部分が該当します。

3 認定の基準

性能基準適合認定を行うには、次の省エネ基準を満たすことが必要です。

省エネ基準として、適用される基準には、以下の2つがあります。

(1) 一次エネルギー消費量基準・・・すべての建築物が対象

(2) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準（外皮の基準）

・・・建築物省エネ法施行後に新築された建築物の住宅のみ対象

建築物の対象用途別の適用基準や、認定基準の水準を表1に示します。

表1 性能基準適合認定の適用基準

対象用途	適用基準	省エネ基準に対する認定基準の水準	
		建築物省エネ法施行後に新築された建築物	建築物省エネ法施行の際現に存する建築物
非住宅	一次エネルギー消費量 ^{※1}	1	1.1
	外皮：PAL*	-	
住宅	一次エネルギー消費量 ^{※1※2}	1	1.1
	外皮：住戸単位 (UA, η AC) ^{※3}	1	-

※1 一次エネルギー消費量基準については、「設計一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」/「基準一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」が表中の値以下になること。

※2 住宅の一次エネルギー消費量基準については、住棟全体または全住戸が表中の値以下になることを求めている。

※3 外皮基準についてはH25省エネ基準と同等の水準。

基準の詳細につきましては、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「認定基準」という。）」等を参照してください。下記、国土交通省ホームページからダウンロードできます。

(HP アドレス：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

(1) 一次エネルギー消費量に関する基準（すべての建築物が対象）

設計一次エネルギー消費量 ≤ 基準一次エネルギー消費量

① 戸建住宅及び共同住宅等の住戸部分

設計の仕様で算定した値（設計一次エネルギー消費量*）が、基準の仕様で算定した建築設備（暖冷房、換気、照明、給湯）に係る一次エネルギー消費量に表2の該当数値を乗じた値（基準一次エネルギー消費量）以下であること。

② 非住宅部分

設計の仕様で算定した値（設計一次エネルギー消費量*）が、基準の仕様で算定した建築設備（暖冷房、換気、照明、給湯、昇降機）に係る一次エネルギー消費量に表2の該当数値を乗じた値（基準一次エネルギー消費量）以下であること。

③ 建築物全体（共同住宅の住戸＋共用部分）

各住戸部分の（設計一次エネルギー消費量*）と、共用部分の（設計一次エネルギー消費量*）の合計値が、各住戸部分の基準一次エネルギー消費量と、共用部分の基準一次エネルギー消費量の合計値に表2の該当数値を乗じた値以下であること。

※ただし、基準省令に定める「共用部の計算無し」による評価の場合は、共用部分の一次エネルギー消費量の合算は必要ない。

*設計一次エネルギー消費量は、暖冷房、換気、照明、給湯、昇降機のエネルギー消費量から太陽光発電による再生可能エネルギー導入量等をエネルギー削減量として差し引いた値になります。

表2 建築物省エネ法に基づく基準の体系（一次エネルギー消費量抜粋）

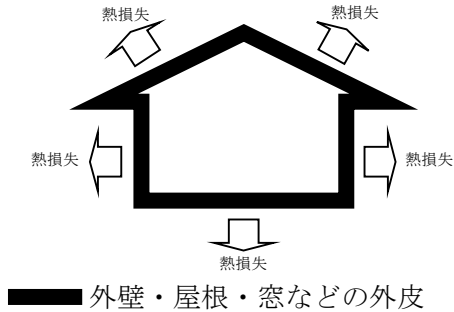
対象用途	適用基準	省エネ基準に対する認定基準の水準	
		建築物省エネ法施行後に新築された建築物	建築物省エネ法施行の際現に存する建築物
非住宅 住宅	一次エネルギー消費量	1	1.1

※「一次エネルギー消費量に関する基準」の計算プログラムは国立研究開発法人建築研究所のホームページ（<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>）で公開されています。

(2) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

(建築物省エネ法施行後に新築された建築物の住宅のみ対象)

①住宅



- ・外皮平均熱貫流率 (UA 値) が基準値 (名古屋市内 : $0.87 [W/(m^2 \cdot K)]$) 以下となること

$$\text{外皮平均熱貫流率} = \frac{\text{単位温度差当たりの総熱損失}}{\text{外皮総面積}}$$

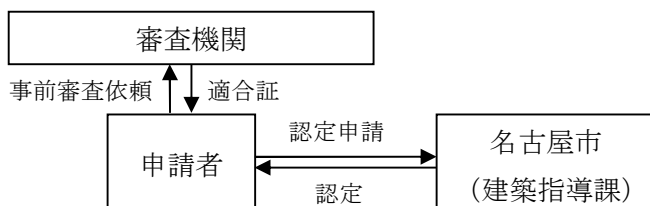
- ・冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC} 値) が基準値 (名古屋市内 : 2.8) 以下となること

$$\text{冷房期の平均日射熱取得率} = \frac{\text{単位日射強度当たりの総日射熱取得量}}{\text{外皮総面積}} \times 100$$

※「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」の計算プログラムは国立研究開発法人建築研究所のホームページ (<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>) で公開されています。

4 認定申請手続き

(1) 手続きの流れ



申請者は性能基準適合認定に係る技術的審査をあらかじめ、建築物の用途に応じ下表に定める機関（以下「審査機関」）等に依頼します。

手続きの流れについては、P19をご覧ください。

(2) 審査機関

対象建築物	審査機関
	※ただし、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないもの
住宅	・登録住宅性能評価機関
非住宅	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅、非住宅を含む複合建築物	・登録住宅性能評価機関かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関

※登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関については、一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページを確認してください。

(3) 本市の認定審査期間

事前審査後、名古屋市へ認定申請をしてから認定通知まで戸建住宅で7日程度、戸建住宅以外で14日程度（祝日及び休日は除く）かかります。

5 認定申請に必要な書類

申請書の様式などは、以下の名古屋市のホームページからダウンロードができます。

「性能基準適合認定について」

<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000121567.html>

事前審査終了後、次に説明する図面と書類を添えて正副各一部を、市に提出してください。

※認定の申請に当たっては、申請書や添付図書に記載の事項が建築物の構造や設備の現況と相違ないものであることについて適切な方法（必要に応じて建築士に確認を求める等）により自主的に確認を行う必要がありますので注意してください。

(1) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下「規則」）様式第三十七）

(ア) 第一面

申請者の住所（又は主たる事務所の所在地）及び氏名（又は名称・代表者の氏名）を記入してください。副本は正本のコピーでも構いません。

(イ) 第二面

建築物の位置、構造や規模等に関する事項を記入してください。

(ウ) 第三面（住戸の部分に係る場合のみ提出）

共同住宅等では一棟での申請となります。その場合はこの第三面に、住戸番号や専用部分の面積など、各住戸に関する事項について記入してください。

(2) 認定申請書に添える書類

ア 規則で定める図書（規則第30条）

申請の種類	必要な図書
非住宅	表3、表4
戸建住宅、共同住宅等の住戸の部分、複合建築物の住戸の部分	表3、表5
共同住宅等の建築物全体	表3、表4、表5
複合建築物の建築物全体	

表 3 : 全ての建築物

図書の種類		明示すべき事項	備考
各種図面 ・計算書	付近見取図	(1) 縮 尺 (2) 方 位 (3) 建築場所（赤線等で明示） (4) 道路、公共施設その他目標となるもの	・縮尺は 1/2500 以上 ・区画整理中のものは、 区画整理組合のブロッ ク図を添付
	配置図	(1) 縮 尺 (2) 方 位 (3) 敷地境界線 (4) 敷地内における建築物の位置 (5) 申請に係る建築物と他の建築物との別 (6) 空気調和設備等及び空気調和設備等以外 のエネルギー消費性能の向上に資する建 築設備（以下、表 3～5 において「エネル ギー消費性能向上設備」という。）の位置	・縮尺は 1/200 程度
	仕様書 （仕上げ表含 む）	(1) 部材の種別及び寸法 (2) エネルギー消費性能向上設備の種別	
	各階平面図	(1) 縮 尺 (2) 方 位 (3) 間取り、各室の名称、用途及び寸法、天井 の高さ (4) 壁の位置及び種類 (5) 開口部の位置及び構造 (6) エネルギー消費性能向上設備の位置	・縮尺は 1/200 程度
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法 及び算式	・縮尺は 1/200 程度
	用途別床面積表	複数の用途を有する建築物の場合の、用途別床 面積の一覧	・住戸部分、共同住宅の 共用部分、非住宅の部 分、延べ面積、容積不 算入対象面積が分かる ようにしてください。
	立面図	(1) 縮尺 (2) 外壁及び開口部の位置 (3) エネルギー消費性能向上設備の位置	・縮尺は 1/200 程度

	断面図又は矩計図	(1) 縮尺 (2) 建築物の高さ (3) 外壁及び屋根の構造 (4) 軒の高さ、軒及びひさしの出 (5) 小屋裏の構造 (6) 各階の天井の高さ及び構造 (7) 床の高さ及び構造 (8) 床下及び基礎の構造	・縮尺は1/200程度
	各部詳細図	(1) 縮尺 (2) 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	・縮尺は1/50程度
	各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	・一次エネルギー消費量計算書(Webプログラムによる場合は出力した計算結果)等。

表4：住戸以外の部分（共同住宅の共用部分、非住宅）

図書の種類		明示すべき事項	備考
機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数	
	空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数	
	照明設備	照明設備の種別、仕様及び数	
	給湯設備	(1) 給湯器の種別、仕様及び数 (2) 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 (3) 節湯器具の種別及び数	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、仕様及び数	
仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	
系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先	

	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先	
各階平面図	空気調和設備	(1) 縮尺 (2) 空気調和設備の有効範囲 (3) 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置	
	空気調和設備以外の機械換気設備	(1) 縮尺 (2) 給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	
	照明設備	(1) 縮尺 (2) 照明設備の位置	
	給湯設備	(1) 縮尺 (2) 給湯設備の位置 (3) 配管に講じた保温のための措置 (4) 節湯器具の位置	
	昇降機	(1) 縮尺 (2) 位置	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	(1) 縮尺 (2) 位置	
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	
	照明設備	照明設備の制御方法	
	給湯設備	給湯設備の制御方法	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の制御方法	

表5：住戸の部分

図書の種類		明示すべき事項	備考
機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数および制御方法	

空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
給湯設備	(1) 給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法 (2) 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 (3) 節湯器具の種別、位置及び数	
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	

*表の図書の種類欄に掲げる図書に明示すべき事項を、全て他の図書に明示したときは、当該図書を要しません。

イ 制度要綱により、市長が必要と認める図書

図書の種類		備考
適合証等 (右欄のいずれかの図書を添付してください。)	技術的審査の適合証	・認定申請の正本に適合証の写しを、副本には適合証の原本を添付してください。
	性能向上計画認定の通知書の写し及び検査済証の写し	・適合証の代わりに性能向上計画認定の通知書で申請する場合に必要です。
	低炭素建築物認定の通知書の写し及び検査済証の写し	・適合証の代わりに低炭素建築物認定通知書で申請する場合に必要です。
	建設住宅性能評価書の写し	・適合証の代わりに建設住宅性能評価書で申請する場合に必要です。
	BELS 評価書の写し	・適合証の代わりに BELS 評価書で申請する場合に必要です。
建築物省エネ法に関する認定申請内容確認票		・受付時に申請内容を確認するために書いていただいている書類です。 ・名古屋市推奨様式を使用し、正本のみに添付してください。
委任状		・認定申請・副本の受領等に関して申請者が設計者等代理人に委任する場合に必要です。 ・申請者及び代理人氏名の記入、委任する内容の記入

(3) 添付図書の綴じ方

認定申請書に添える書類図面等には、名称を付し、A4 版に折り、下記のと通りの順番に左綴じとしてください。

- ①認定申請書（様式第三十七）
- ②建築物省エネ法に関する認定申請内容確認票（正本のみ）
- ③委任状
- ④適合証等（「イ 制度要綱により、市長が必要と認める図書」を参照）
- ⑤その他の添付図書

6 認定申請手数料

認定申請時に、下表に掲げる手数料（現金）を名古屋市指定金融機関、または市会計管理者等へ納めてください。納付書は、受付時にお渡しします。

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

（名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の12）

区分		認定申請			
		審査機関の 技術的審査を 経る場合	審査機関の技術的審査を 経ない場合		
			簡易な 評価方法 (仕様基準) (簡易計算)	標準的な 評価方法 (性能基準)	
住宅 共同住宅等	1戸建ての住宅	5,200円	19,100円	37,100円	
	1戸	1戸	5,200円	19,100円	37,100円
		2戸～5戸	10,300円	35,900円	74,900円
		6戸～10戸	17,500円	51,900円	105,400円
		11戸～25戸	29,100円	74,600円	148,300円
		26戸～50戸	48,800円	112,600円	213,000円
		51戸～100戸	87,300円	170,300円	305,200円
		101戸～200戸	138,100円	242,600円	413,500円
		201戸～300戸	174,400円	313,400円	542,100円
	301戸～	186,100円	356,500円	636,500円	

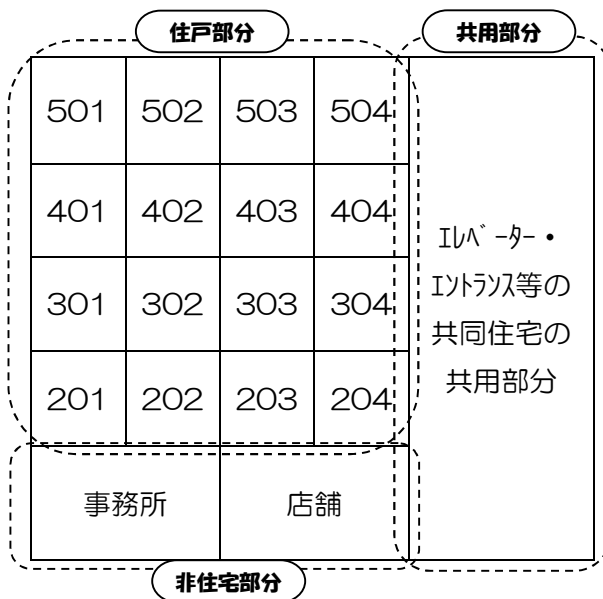
区分		認定申請	
		審査機関の 技術的審査を 経る場合	審査機関の 技術的審査を 経ない場合
共用部分 の 共同住宅	300㎡以内	10,300円	118,500円
	1,000㎡以内	17,900円	149,700円
	2,000㎡以内	29,100円	195,500円
	5,000㎡以内	87,300円	304,500円
	10,000㎡以内	138,100円	390,900円
	25,000㎡以内	174,400円	467,200円
	25,000㎡超	218,000円	544,200円

区分		認定申請		
		審査機関の 技術的審査を 経る場合	審査機関の技術的審査を 経ない場合	
			簡易な 評価方法 (モデル建物法)	標準的な 評価方法 (標準入力法等)
非住宅	300㎡以内	10,300円	95,000円	248,400円
	1,000㎡以内	17,900円	121,000円	311,200円
	2,000㎡以内	29,100円	159,300円	401,800円
	5,000㎡以内	87,300円	257,900円	573,400円
	10,000㎡以内	138,100円	336,800円	706,300円
	25,000㎡以内	174,400円	404,700円	834,900円
	25,000㎡超	218,000円	474,800円	952,400円

<性能基準適合認定の手数料の算定方法例>

申請者が審査機関の事前審査を経て、行政庁へ認定申請する場合

- ・戸建住宅を申請 5,200 円
- ・共同住宅の住戸 10 戸＋共用部分 300 m²を申請（建築物全体の認定）
17,500 円＋10,300 円＝27,800 円
※基準省令（共用部の計算無し）の評価の場合は、上記式内 10,300 円は不要。
- ・共同住宅の住戸 10 戸＋共用部分 300 m²＋非住宅 300 m²を申請
（建築物全体の認定）
17,500 円＋10,300 円＋10,300 円＝38,100 円
※基準省令（共用部の計算無し）の評価の場合は、上記式内 10,300 円は不要。
- ・300 m²以内の非住宅建築物を申請 10,300 円



* 住宅を含む建築物の場合は、住戸の数（総戸数）、共同住宅の共用部分（評価した場合）、非住宅の部分それぞれの該当する欄の額を合計してください。住宅を含まない建築物は床面積の合計を非住宅の欄にあてはめた額となります。

* 共同住宅の共用部分及び非住宅部分は床面積で手数料を判断しますので根拠資料を添付してください。

* 共同住宅の共用部分とは、共用廊下、ロビー、管理人室、集会室、屋外廊下、屋内駐車場、機械室、電気室、廃棄物保管場所等の共同住宅における住戸以外の住民専用部分が該当します。

性能基準適合認定の記入例

戸建住宅記入例

名古屋市			
納付済通知書			
年度	加入者	名古屋市	
0850	3-960406		
納付者(申請者)※			
住所 ○○県○○市○○—○			
フリガナ 氏名 ジュウタク タロウ 様納 住宅 太郎			
DC	電入区分	年度	科目コード
5202		05523	
納付金コード		納定年月日	
081195000			
会計 一般会計			
科目 建築物エネ法に関する申請手数料			
金額	¥5200		
※ただし、建築物エネ法 第41条第1項表示 認定			
適合証等の交付※ 有			
※一戸建			
住宅	①住戸の数 (戸) 共同住宅等 ②共同住宅の共用部分(㎡) ③非住宅の部分 (㎡)		
非住宅	※ 床面積 (㎡)		
確認申請	※ 有 無		
注X)から②のうち申請の対象となる部分を記入してください。			
上記のとおり通知します。 領収日付印			
指定金融	(取りまとめ店)⇒		
機関名	三菱東京UFJ銀行 東海公債部		
取りまとめ店	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)		
主管コード	110123	住宅都市局建築指導部 建築指導課 00	
(名古屋市保管) H 28. 3			

納付できるのは申請者(所有者)のみです。
納付書に記入する納付者の氏名・住所は申請者(所有者)のものを記入してください。

共同住宅等 (建築物全体申請) 記入

名古屋市			
納付済通知書			
年度	加入者	名古屋市	
0850	3-960406		
納付者(申請者)※			
住所 ○○県○○市○○—○			
フリガナ 氏名 ○○カブシキガイシャ ○○株式会社 代表取締役 住宅太郎 様納			
DC	電入区分	年度	科目コード
5202		05523	
納付金コード		納定年月日	
081195000			
会計 一般会計			
科目 建築物エネ法に関する申請手数料			
金額	¥27800		
※ただし、建築物エネ法 第41条第1項表示 認定			
適合証等の交付※ 有			
※一戸建			
住宅	①住戸の数 (戸) 共同住宅等 ②共同住宅の共用部分(㎡) ③非住宅の部分 (㎡)		
非住宅	※ 床面積 (㎡)		
確認申請	※ 有 無		
注X)から②のうち申請の対象となる部分を記入してください。			
上記のとおり通知します。 領収日付印			
指定金融	(取りまとめ店)⇒		
機関名	三菱東京UFJ銀行 東海公債部		
取りまとめ店	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)		
主管コード	110123	住宅都市局建築指導部 建築指導課 00	
(名古屋市保管) H 28. 3			

非住宅記入例

名古屋市			
納付済通知書			
年度	加入者	名古屋市	
0850	3-960406		
納付者(申請者)※			
住所 ○○県○○市○○—○			
フリガナ 氏名 ○○カブシキガイシャ ○○株式会社 代表取締役 住宅太郎 様納			
DC	電入区分	年度	科目コード
5202		05523	
納付金コード		納定年月日	
081195000			
会計 一般会計			
科目 建築物エネ法に関する申請手数料			
金額	¥10300		
※ただし、建築物エネ法 第41条第1項表示 認定			
適合証等の交付※ 有			
※一戸建			
住宅	①住戸の数 (戸) 共同住宅等 ②共同住宅の共用部分(㎡) ③非住宅の部分 (㎡)		
非住宅	※ 床面積 300 (㎡)		
確認申請	※ 有 無		
注X)から②のうち申請の対象となる部分を記入してください。			
上記のとおり通知します。 領収日付印			
指定金融	(取りまとめ店)⇒		
機関名	三菱東京UFJ銀行 東海公債部		
取りまとめ店	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)		
主管コード	110123	住宅都市局建築指導部 建築指導課 00	
(名古屋市保管) H 28. 3			

複合建築物記入例

名古屋市			
納付済通知書			
年度	加入者	名古屋市	
0850	3-960406		
納付者(申請者)※			
住所 ○○県○○市○○—○			
フリガナ 氏名 ○○カブシキガイシャ ○○株式会社 代表取締役 住宅太郎 様納			
DC	電入区分	年度	科目コード
5202		05523	
納付金コード		納定年月日	
081195000			
会計 一般会計			
科目 建築物エネ法に関する申請手数料			
金額	¥38100		
※ただし、建築物エネ法 第41条第1項表示 認定			
適合証等の交付※ 有			
※一戸建			
住宅	①住戸の数 (戸) 共同住宅等 ②共同住宅の共用部分(㎡) ③非住宅の部分 (㎡)		
非住宅	※ 床面積 (㎡)		
確認申請	※ 有 無		
注X)から②のうち申請の対象となる部分を記入してください。			
上記のとおり通知します。 領収日付印			
指定金融	(取りまとめ店)⇒		
機関名	三菱東京UFJ銀行 東海公債部		
取りまとめ店	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)		
主管コード	110123	住宅都市局建築指導部 建築指導課 00	
(名古屋市保管) H 28. 3			

7 認定前取り下げ

性能基準適合認定の申請をした後、認定通知書の交付を受ける前にその計画自体を取り下げるときは、「取下届（要綱第 6 号様式）（正副各 1 部）」に必要事項を記入し、市に提出しなければなりません。副本は正本のコピーでも構いません。

8 窓口での受付について

- ・ 申請書の提出

受付に来ていただいてから、書類をチェックした後、手数料納付書をお渡ししますので、納付をお願いします。銀行で納付後、納付済証明書を提出していただいて、受付完了となります。認定がございましたら、ご連絡いたします。

Ⅱ 参考資料

性能基準適合認定の手続きの流れ

